

第5表

地方消費税引上げ分が充てられた社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

(歳入)

地方消費税率の引上げに伴う増収額

27,701,861

○実質的な増収額

1. 県税収入	27,898,093	
2. 地方消費税清算金収入	54,693,337	(他都道府県からの歳入)
3. 地方消費税清算金支出	27,321,087	(他都道府県への歳出)
4. 地方消費税交付金	27,568,482	(市町村への交付金)
計(1+2-3-4)	27,701,861	

(歳出)

社会保障施策に要する主な経費

決算額 **126,647,325** うち一般財源 **115,823,460**

I 国と連携して行う主な社会保障施策に要する経費

118,554,008 **107,732,551**

○社会福祉

44,776,738 **37,531,422**

・児童手当	4,034,578	4,034,578
・生活保護	2,676,908	669,227
・子どものための教育・保育給付費負担	12,032,136	12,032,136
・障害者生活介護県費負担	3,061,825	3,061,825
・地域医療介護総合確保基金造成(介護分)	3,588,599	1,196,201
・その他	19,382,692	16,537,455

○社会保険

66,387,212 **66,301,910**

・介護給付費県費負担	25,233,166	25,233,166
・後期高齢者医療対策(県費定率負担)	19,524,683	19,524,683
・国民健康保険県調整繰出金	8,419,533	8,419,533
・その他	13,209,830	13,124,528

○保健衛生

7,390,058 **3,899,219**

・自立支援医療(精神通院医療)公費負担	2,775,278	1,387,640
・特定医療費給付・小児慢性特定疾病医療費給付	2,617,675	1,308,838
・地域医療介護総合確保基金造成(医療分)	885,121	260,081
・その他	1,111,984	942,660

II 県が独自に取り組んでいる主な社会保障施策に要する経費

8,093,317 **8,090,909**

○社会福祉

858,291 **855,991**

・軽費老人ホーム利用料補助	754,319	754,319
・在宅要援護者総合支援(高齢者・障害者)	103,972	101,672

○保健衛生

7,235,026 **7,234,918**

・福祉医療対策(子ども医療費補助)	3,474,414	3,474,306
・福祉医療対策(重度心身障害者・母子家庭等医療費補助)	3,316,600	3,316,600
・福祉医療制度減額調整繰出金	444,012	444,012

※令和4年度決算における「地方消費税引上げ分が充てられた社会保障施策に要する経費」については、上記のとおりです。